# 特定地域型保育事業

指導検査基準

(令和7年9月1日適用)

(家庭的保育事業及び小規模保育事業A型)

三鷹市子ども政策部保育支援課

## 指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
С	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
В	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の関係通達等に違反する場合は、原則として、「ロ頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「ロ頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

# 運営管理編

### 目 次

1 児童の入所状況		<ul><li>(4) 採用、退職・・・・・・・・・・・・</li></ul>	10
(1) 定員の遵守・・・・・・・・・・	1	(5) 関連帳簿の整備・・・・・・・・・	11
(2) 連携施設・・・・・・・・・・	1	5 職員給与等の状況	
(3) 認可内容の変更・・・・・・・・	1	<ul><li>(1) 勤務体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	11
(4) 確認内容の変更・・・・・・・・	1	(2) 均等な待遇の確保・・・・・・・・	11
2 基本方針及び組織		(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備・	11
(1) 福祉サービスの基本的理念・・・・・	2	(4) 勤務状況の帳簿の整備・・・・・・・	12
(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止・・・	2	6 職員給与等の状況	
(3) 個人情報保護・・・・・・・・・・	2	<ul><li>(1) 本俸・諸手当・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	12
(4) 秘密保持・・・・・・・・・・・	2	(2) 社会保険・・・・・・・・・・・	12
<ul><li>(5) 苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	3	<ul><li>(3) 賃金台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	12
(6) サービスの質の評価等・・・・・・・	3	7 健康管理	
(7) 地域との連携等・・・・・・・・・	3	(1) 安全衛生管理体制・・・・・・・・	12
(8) 運営規程・・・・・・・・・・・	3	(2) 健康診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(9) 分掌事務・・・・・・・・・・・	3	8 職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(10) 業務日誌 (園日誌)・・・・・・・・	4	9 管理者(施設長)の責務・・・・・・・・	14
(11) 職員会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4	10 建物設備等の管理	
(12) 備えるべき帳簿・・・・・・・・	4	(1) 建物設備の状況・・・・・・・・	14
3 就業規則等の整備		(2) 建物設備の安全、衛生・・・・・・	15
<ol> <li>就業規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>	4	(3) 環境衛生の状況・・・・・・・・	16
<ul><li>(2) 給与規程・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	5	11 災害対策の状況	
(3) 育児休業規程等・・・・・・・・・	5	(1) 管理体制 (防火管理者)・・・・・・・	16
(4) 旅費・・・・・・・・・・・・・・	8	(2) 防火対策・・・・・・・・・・・	16
(5) 労使協定等・・・・・・・・・・・	8	<ul><li>(3) 消防計画等・・・・・・・・・・・・</li></ul>	17
(6) 周知等の措置・・・・・・・・・・	8	(4) 消防署の立入検査・・・・・・・・・	17
4 職員の状況		(5) 防災訓練等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
<ul><li>(1) 職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	9	(6) 災害発生時への備え・・・・・・・	18
(2) 他の社会福祉施設等を合わせて設置		<ul><li>(7) 保安設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	18
する時の設備及び職員の基準・・・・・	10	(8) 安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(3) 職員の資格保有・・・・・・・・・	10		

#### 12 利用手続等

(1)	内容及び手続の説明及び同意・・・・・	20
(2)	正当な理由のない提供拒否の禁止・・・	20
(3)	あっせん、調整及び要請に対する協力	20
(4)	受給資格等の確認・・・・・・・・・・	20
(5)	教育・保育給付認定の申請に係る援助	20
(6)	地域型保育給付費等の額に係る通知	
	等······	21
(7)	掲示等・・・・・・・・・・・・・・	21
(8)	教育・保育給付認定保護者に関する市	
	への通知・・・・・・・・・・・・・・・	21
(9)	情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(10)	利益供与等の禁止・・・・・・・・	21
(11)	電磁的記録等・・・・・・・・・・	22

#### [凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日政令第74号「児童福祉法施行令」	児童福祉法施行令
3	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
4	平成20年3月28日厚生労働省告示第141号「保育所保育指針」	保育所保育指針
5	平成13年3月30日雇児保第10号通知「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」	雇児保第10号通知
6	平成10年2月13日児保第3号通知「保育所への入所の円滑化について」	児保第3号通知
7	平成26年12月12日雇児発1212第6号通知「家庭的保育事業等の認可等について」	雇児発1212第6号通知
8	平成26年厚生労働省令第61号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」	家庭的運営基準
9	平成26年9月5日雇児発0905第2号通知「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」	雇児発0905第2号通知
10		社会福祉法
11	平成12年6月7日児発第575号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」:厚生省児童家庭局長通知	児発第575号通知
12	平成14年3月9日13福総監第917号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて(指針)」	13福総監第917号
13	平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉 施設に対する指導監督の徹底について」	雇児発第488号通知
14	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
15	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
16	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
17	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児•介護休業法
18	平成3年10月15日労働省令第25号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」	育児・介護休業法施行規則
19	平成3年12月20日基発第712号「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」	基発第712号通知
20	令和7年1月20日職発0120第2号・雇均発0120第1号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」	雇均発0120第1号
21	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
22	昭和41年7月21日法律第132号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」	労働施策総合推進法

No.	関係法令及び通知等	略称
23	平成27年9月3日府子本第254号、雇児保発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」	経理等通知
24	平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号「「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」」の取扱いについて」	経理等取扱通知
25	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
26	昭和47年8月19日政令第318号「労働安全衛生法施行令」	労働安全衛生法施行令
27	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
28	平成7年10月27日法律第123号「建築物の耐震改修の促進に関する法律」	耐震改修促進法
29	平成7年12月22日政令第429号「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」	耐震改修促進法施行令
30	昭和32年6月15日法律第177号「水道法」	水道法
31	昭和32年12月12日政令第336号「水道法施行令」	水道法施行令
32	昭和32年12月14日厚生省令第45号「水道法施行規則」	水道法施行規則
33	平成8年7月19日社援施第116号通知「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」	社援施第116号通知
34	昭和23年法律第186号「消防法」	消防法
35	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
36	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
37	昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」:厚生省社会・児童家庭局長連名通知	社施第107号通知
38	平成12年12月12日東京都条例第202号「東京都震災対策条例」	震災対策条例
39	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	消防庁告示第2号
40	昭和55年1月16日社施第5号「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」	社施第5号通知
41	昭和48年4月13日社施第59号厚生省社会・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知
42	昭和58年12月17日社施第121号通知「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第121号通知
43	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
44	平成28年9月9日雇児総発0909第2号通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	雇児総発0909第2号通知
45	平成28年9月15日雇児総発第0915号第1号通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」	雇児総発第0915号第1号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
46	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」	水防法
47	平成12年5月8日法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	土砂災害防止法
48	平成24年法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
49	平成26年6月4日政令第213号「子ども・子育て支援法施行令」	支援法施行令
50	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
51	平成26年内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	地域型運営基準
52	令和5年5月19日こ成保38、5文化初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
53	平成26年7月7日三鷹市条例第11号「子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例」	市条例
54	平成27年3月31日三鷹市規則第36号「三鷹市家庭的保育事業等の認可の基準等に関する規則」	市規則
55	平成27年3月31日三鷹市規則第32号「三鷹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等 に関する規則」	市確認等規則
56	平成28年3月31日「三鷹市家庭的保育事業実施要綱」	家庭的要綱
57	平成27年4月1日「三鷹市小規模保育事業実施要綱」	小規模要綱

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 児童の入所状況 (1) 定員の遵守	1 定員 (1) 定員 ア 家庭的保育事業にあっては、3人以上5人以下とする。 イ 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育 事業所A型」という。)にあっては6人以上19人以下とする。	1 定員は遵守されているか。	<ul><li>(1) 市条例第5条、第8条</li><li>(2) 家庭的要綱第4条</li><li>(3) 小規模要綱第4条</li></ul>	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、 設備、面積等が基準を下回り、その結果 施設運営に重大な支障が生じている。	С
	2 定員の弾力的運用 (1) 小規模保育事業所A型は、総定員の範囲内で保育する ことを原則とする。ただし、市が定める設備・面積・職員配置 基準を満たしている場合には、当該年度中に限り、19人を超 えない範囲で、定員を超えて保育を実施することができる。		(1) 小規模要綱第8条	(2) 入所児童数が定員を超え、かつ弾力 的運用の認められる範囲を上回ってい る。 (3) 定員の見直し等を行っていない。	В
(2) 連携施設	1 家庭的保育事業者(以下「事業者」という。)は、適正かつ確実に保育が実施されるよう、連携協力を行う施設を確保しなければならない。 〔連携内容〕 (1)集団保育の体験、相談・助言その他の保育内容に関する支援(2)代替保育の提供 ※条例施行日より15年の経過措置あり。	<ul><li>1 連携施設を確保しているか。</li><li>2 連携内容は適切か。</li></ul>	(1) 市条例第5条、第8条	<ul><li>(1) 連携施設を確保していない。</li><li>(2) 連携内容が不十分である。</li></ul>	ВВ
	2 事業者は、保育提供の終了に当たって、連携施設または他の施設等において、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。	1 乳幼児に関する情報提供等、受入れ 施設との密接な連携に努めているか。	(1) 市条例第5条	(1) 受入れ施設との密接な連携に努めていない。	В
(3) 認可内容の変更	事業者の設置認可事項について変更が生じた時は、変更届を提出することが必要である。 <主な変更届出事項> (1) 名称及び所在地 (2) 設置者の名前、代表者及び住所 (3) 建物の構造及び使用区分並びにその図面 (4) 事業の運営についての重要事項に関する規程 (5) 施設長(管理者)	1 認可内容の変更を届け出ているか。	<ul><li>(1) 児童福祉法施行規則第36条 の36第3項、第4項</li><li>(2) 家庭的要綱第16条</li><li>(3) 小規模要綱第16条</li></ul>	(1) 認可内容の変更を届け出ていない。	С
(4) 確認内容の変更	事業者の設置者は、確認内容に変更があったときは、市長に申請又は届け出なければならない。 <申請の必要な確認事項> ① 利用定員の増加 〈届出の必要な確認事項> ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の平面図(各室の用途を明示するもの)及び設備の概要 ⑤ 事業所の平面図(各室の用途を明示するもの)及び設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ⑥ 運営規程 ⑦ 地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項 ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所 ⑨ 利用定員の減少	1 確認内容の変更を申請又は届け出て いるか。	(1) 市確認等規則第3~4条 (2) 支援法第44条、第47条 (3) 支援法施行規則第40条、第 41条	(1) 確認内容の変更を申請又は届け出ていない。	С

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
<ul><li>2 基本方針及び組織</li><li>(1) 福祉サービスの基本的 理念</li></ul>	1 事業者は、利用者の国籍、信条、社会的身分等、又は入所に要する費用負担によって差別的な取り扱いをしてはならない。なお、宗教上の行為、祝典、儀式、又は行事への参加を強制することは、厳に慎まなければならない。また、職員に対し、国籍、信条、又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、社会的身分等により差別的な 扱いをしたり、信条等を強制したりして いないか。	<ul><li>(1) 労働基準法第3条</li><li>(2) 市条例第5条</li></ul>	(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしている。	С
	2 福祉サービスは個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスの利用 者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた日 常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切 なものでなければならず、サービスの提供に当たっては、利用者の 意向を十分に尊重するよう努めなければならない。	2 利用者の立場に立った福祉サービス を提供するよう努めているか。	(1) 社会福祉法第3条、第5条	(1) 利用者の立場に立った福祉サービス の提供に努めていない。	С
(2) 利用者の人権の擁護、 虐待の防止	事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 また、施設長は、施設内虐待が絶対に起こることのないよう、職員の資質向上、施設運営の透明性の確保等、児童虐待の防止のために必要な措置を講ずること。 (参考)保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月 こども家庭庁、文部科学省)	1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等 のため、必要な体制を整備しているか。		(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備していない。	С
(3) 個人情報保護	事業者は、事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 ① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 個人情報が適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 個人情報が適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ⑤ は、	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	<ol> <li>(1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第15条~第31条</li> <li>(2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)</li> <li>(3) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ</li> </ol>	(1) 適切な措置を講じていない。	В
(4) 秘密保持	<ul> <li>事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>必要な措置(例)&gt;</li> <li>・規程等の整備</li> <li>・雇用時の取決め等</li> </ul>	<ul><li>1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。</li><li>2 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</li></ul>	<ul><li>(1) 保育所保育指針第4章1(2)イ</li><li>(2) 市条例第5条、第8条</li></ul>	<ul><li>(1) 必要な措置を講じていない。</li><li>(2) 必要な措置が不十分である。</li></ul>	В
	3 事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育 て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子 どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支 給認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておか なければならない。	3 利用者の情報を提供する際に、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。	(1) 市条例第5条	(1) 利用者の情報を提供する際に、あらか じめ文書により保護者の同意を得ていな い。	

	項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5)	苦情解決	1 事業者は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者 等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付け るための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	苦情を受け付けるための窓口を設置 する等の必要な措置を講じているか。	(1) 児発第575号通知 (2) 市条例第5条、第8条	<ul><li>(1) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。</li><li>(2) 苦情への対応が不十分である。</li></ul>	СВ
		2 事業者は、その行った保育に関し、児童福祉法第24条第6項、支援法第14条第1項の規定により市が行う報告者しくは帳簿書類その	2 市が行う報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じているか。	(1) 市条例第5条、第8条	(1) 市が行う報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じていない。	С
		他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当	3 市の調査に協力するとともに、市から の指導又は助言に従って必要な改善 を行っているか。		(2) 利用者等からの苦情に関して市が行う 調査に協力していない。 (3) 市からの指導又は助言に従って必要	C C
		調査に励力することもに、川から相等又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	を11つ C い あか+。		な改善を行っていない。	
		3 事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	4 苦情の内容等を記録しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 苦情の内容等を記録していない。 (2) 苦情の内容等の記録が不十分である。	C B
		4 事業者は、その提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう 努めなければならない。	5 苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めているか。	(1) 市条例第5条	(1) 苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていない。	В
		5 事業者は、市からの求めがあった場合には、地域型運営基準第30 条第4項の改善の内容を市に報告しなければならない。	6 改善の内容を市に報告しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 改善の内容を市に報告していない。	С
(6)	サービスの質の評価等	事業者は定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 定期的に福祉サービス第三者評価受 審等、サービスの質向上のための取組 をしているか。	(1) 市条例第5条、第8条	(1) 取組が不十分である。	В
(7)	地域との連携等	事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域との連携等に努めているか。	(1) 市条例第5条、第8条	(1) 地域との連携等に努めていない。	С
(8)	運営規程	① 事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に 関する規程を定めておかなければならない。	1 運営規程を適切に定めているか。	(1) 市条例第5条、第8条	(1) 運営規程等を定めていない。	С
		② 事業の目的及び運営方針 ③ 提供する保育の内容 ④ 職員の職種、員数及び職務の内容 ⑤ 保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑥ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ① 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑧ 事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑨ 緊急時等における対応方法 ⑪ 非常災害対策 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ② その他事業の運営に関する重要事項			(2) 内容が不十分である。	В
(9)	分掌事務	職務の分担事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任 の所在を明らかにする観点から必要なことである。	1 各職員の職務分掌は明確になっているか。	(1) 市条例第5条、第8条	(1) 職務分掌が明確でない。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 業務日誌(園日誌)	事業の状況を的確に把握するため、業務(園)日誌は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。施設長等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。 <例> 職員及び児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等	1 業務(園)日誌を適切に作成している か。	(1) 市条例第5条、第8条 家庭的要綱第14条 小規模要綱第14条	<ul><li>(1) 業務(園)日誌が未作成である。</li><li>(2) 記録が不十分である。</li></ul>	ВВ
(11) 職員会議	施設運営の良否は、施設長の意思決定とリーダーシップによることが大であるが、全職員が一体となって運営に協力してはじめてサービスの向上を図ることができる。そこで施設長は職員を招集して、施設の運営方針及びその内容等を十分協議し、共通理解を図る必要がある。職員会議の実施内容は、全体職員会議(各担当部門の代表者参加による場合も含む。)、保育カリキュラム会議、給食(献立)会議、事務連絡会議等多様である。職員会議の開催時間は、基本的には施設側の判断に委ねられる。	1 職員会議の開催方法等は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章1(5) ウ、3(5)イ	<ul><li>(1) 職員会議の参加者等が不適切である。</li><li>(2) 単なる情報伝達の場となっており、職員の意見が出やすいような配慮をしていない。</li><li>(3) 欠席者等へ周知していない。</li></ul>	B B B
		2 会議録を作成しているか。	(1) 市条例第5条、第8条	(1) 会議録を作成していない。	В
(12) 備えるべき帳簿	事業者には、職員及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿等、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない	1 備えるべき帳簿は整備されているか。	(1) 市条例第5条、第8条	(1) 整備されていない。 (2) 整備が不十分である。	C B
3 就業規則等の整備					
(1) 就業規則	1 就業規則は当該施設職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の	1 就業規則を整備しているか。	(1) 労働基準法第32条~41条、 第89条、第90条	(1) 就業規則を作成していない。	В
	円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が 適正に行われていることが必要である。		NIOOW, NIOOW	(2) 必要記載事項を規定していない。	В
	2 非常勤職員就業規則 事業主は、短時間労働者について、労働基準法、最低賃金法、労 働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵 守する必要がある。	2 非常勤職員就業規則を整備している か(就業規則において非常勤職員に関 する事項を定めていない場合)。		(1) 非常勤職員就業規則を作成していない。	В
	3 職員10人以上の施設にあっては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。 10人未満の施設については、作成の義務はないが、労働条件の明示の観点から作成することが望ましい。 4 就業規則に記載すべき事項	3 労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条 第2項	(1) 労働基準監督署に届け出ていない。	В
	(1) 絶対的必要記載事項(就業規則に必ず記載しなければならない 事項)	4 就業規則の内容は適正か。また、就 業規則の内容と現状に差異はないか。	(1) 労働基準法第32条~41条、 第89条、第90条	(1) 必要記載事項を規程していない。	В
	<ul> <li>① 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇(産休、育児休業、介護休業、子の看護休暇を含む。)並びに交替制の場合は就業時転換</li> <li>② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給</li> <li>③ 退職に関する事項…退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法</li> </ul>	<ul> <li>有給休暇の付与日数や取得に関する管理は適切か。</li> <li>勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。</li> <li>65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか(平成25年4月1日施行)。</li> </ul>	(2) 高年齢者等の雇用の安定等 に関する法律(昭和46年法律 第68号)第9条	(2) 就業規則の内容が不適正である。	В
	(2) 相対的必要記載事項(当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項)	5 就業規則の内容と現状に差異はない か。		(1) 就業規則と現状に差異がある。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	① 退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期 ② 臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項 ③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項 ④ 安全及び衛生に関する事項 ⑤ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 ⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 ⑦ 表彰及び制裁に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
(2) 給与規程	1 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須であ	1 給与規程を整備し、労働基準監督署 に届け出ているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 給与規程を整備していない。 (2) 労働基準監督署に届け出ていない。	В
	上極めて重要であることがら適正に登備されていることが必須である。 2 職員の給与の支給については、労働基準法(差別的扱いの禁止、	2 給与規程の内容は適正であるか。ま	(1) 労働其淮決第3条 第4条 第	(2) 労働基準監督者に油り出ていない。 (1) 給与規程の内容が不適正である。	В
	男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等)及 び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、 就業規則、労働協約が尊重される。	た、規程と実態に差異はないか。	24条~第28条、第37条、第89	(2) 給与規程と実態に差異がある。	В
	3 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。	3 給与及び諸手当等の支給基準が明 確になっているか。	(1) 労働基準法第15条、第89条 (2) 雇児発第488号通知5(3)オ	(1) 給与及び諸手当の支給基準が明確で ない。	В
(3) 育児休業規程等	1 育児休業				
	(1) 育児休業とは、1歳(一定の条件下で2歳)に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま	1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就	(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 基発第712号通知	(1) 育児休業に関する規程を整備していない。	В
	労働者の労務提供義務が消滅することをいう。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労 使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。	業規則において育児休業に関する事 項を定めていない場合)	の8、第17条、第19条、第22	(2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。	В
	・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から1年以内(1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合には6か月以内)に雇用関係が終了することが明らかな場合		条、第23条 (4) 育児介護休業法施行規則第 8条、第21条の3	(3) 労働基準監督署に届け出ていない。	В
	・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 ※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。	2 育児休業制度について、適切に実施しているか。		(1) 育児休業制度について、適切に実施していない。	В
	育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・育児休業の取得に必要な手続 ・育児休業期間 また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働 条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	※ 出生時育児休業(産後パパ育休) 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生 後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないと の労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了すること が明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 (2) 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、 次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。 ① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の 整備に関する措置				
	2 介護休業 (1) 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が 休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま労働者の労 務提供義務が消滅することをいう。対象家族一人につき通算93日ま で3回を上限として分割して取得することができる。 ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労	3 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合)	(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児・介護休業法第11条〜第 16条、第16条の5〜7、第16条 の9、第18条、第20条、第22 条、第23条	The state of the s	B B
	使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合		(3) 育児·介護休業法施行規則第 24条		В
	・申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 ・1週間の所定労働時間が2日以下の従業員 介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・介護休業の取得に必要な手続 ・介護休業期間 また、介護休業期間 また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。	4 介護休業制度について、適切に実施しているか。	(4) 雇均発0120第1号	(4) 介護休業制度について、適切に実施していない。	В
	3 労働時間の制限等 (1) 勤務時間の短縮等の措置 ① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。 ・育児休業の制度に準ずる措置 ・在宅勤務等の措置 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰上げ、繰下げ ・保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与	5 勤務時間の短縮等の措置を適切に 講じているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の8 〜第20条の2、第23条	(1) 勤務時間の短縮等の措置を適切に講 じていない。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始の日から連続する3年以上の期間で2回以上の利用が可能。 ・ 短時間勤務制度 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ 介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度				
	(2) 所定外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者 から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、所定労働時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。			(2) 所定外労働の制限について、適切に実施していない。	В
	(3) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者 から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。(制 限時間1月24時間、1年150時間)			(3) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。	В
	(4) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。			(4) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。	В
	4 子の看護等休暇 小学校3年生修了までの子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるため、若しくは感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話のため、又は子の入園(入学)式、卒園式への参加のために、労働者1人につき1年度において5日(子が2人以上の場合、10日)休暇を取得できる。 子の看護等休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。	6 子の看護等休暇制度について、適切 に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の2 〜第16条の4	(1) 子の看護等休暇制度について、適切に実施していない。	В
	5 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護、世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日まで(その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合、10日)、介護のために休暇を取得することができる。 介護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。		(1) 育児・介護休業法第16条の5 〜第16条の7	(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。	В
	6 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は 家族の介護の状況に配慮しなければならない。	8 労働者の配置について、配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法第26条	(1) 労働者の配置について、配慮していない。 い。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 旅費	職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費(実費及び手当)を支給するものとする。旅費、日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。	1 旅費に関する規程を整備しているか。 また、規程と実態に差異はないか(実費 以外を支給している場合)。	(1) 労働基準法第89条、第90条	<ul><li>(1) 旅費に関する規程を整備していない。</li><li>(2) 旅費に関する規程が内容不備又は規程内容と実態に差異がある。</li></ul>	B B
(5) 労使協定等	1 36協定	1 36協定を締結し、労働基準監督署に	(1) 労働基準法第36条	(1) 36協定を締結していない。	В
	時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。 締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表	届け出ているか。(時間外及び休日に 労働させる場合)		(2) 労働基準監督署に届け出ていない。	В
	者、代表者がいない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者 との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要 がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有 効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事 業場ごとに締結しなければならない。		(3) 協定内容と現状に差異がある。	В	
	2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社	2 24協定を適切に締結しているか。(賃金から法定外経費を控除する場合)	(1) 労働基準法第24条	(1) 24協定を締結していない。	В
	会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。	並かり仏だ外性貝を指索する物口)		(2) 協定内容、手続が不適切である。	В
	3 変形労働時間制		(4) N( 151 + 1 × 155 × 1. 155 × 0.0 × 1. × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 × 155 ×		
	(1) 1か月以内 1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、 労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定を し、労働基準監督署に届け出る必要がある。	し、労働基準監督署に届け出ている	(1) 労働基準法第32条の2から第 32条の4	(1) 変形労働時間制(1か月以内)に関する協定を締結せず、就業規則等にも規定していない。	В
	(2) 1か月超1年以内 1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う 場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要が			(2) 変形労働時間制(1か月超1年以内) に関する協定を締結していない。	В
	場合には、方便協定を納拾し、方側基準監督者に届け口心必要がある。 また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、			(3) フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則等の規定がない。	В
	また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。			(4) 労働基準監督署に届け出ていない。	В
	(3) フレックスタイム制 3か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各 日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締 結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準 監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1か月以内の場合は、労使協定については労働基準 監督署への届け出を要しない。				
(6) 周知等の措置	1 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。	1 就業規則等を職員に周知している か。	<ul><li>(1) 労働基準法第106条</li><li>(2) 育児・介護休業法第21条の2</li></ul>	(1) 職員に周知していない。又は不十分である。	В
	2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を 得た場合には、口座振込により支払うことができる。 なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定し	2 口座振込等に関して、書面等による 個人の同意を得ているか。	(1) 労働基準法施行規則第7条の 2	(1) 個人の同意を得ていない。	В
	なわ、カ側有が真金の板込元として本人名義の頂金口座を指定していれば同意を得ていると解される。		(2) 昭和63年1月1日基発第1号 「改正労働基準法の施行につ いて」		

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
4 職員の状況 (1) 職員配置	2 小規模保育事業所A型の職員配置に係る特例  (1) 家庭的保育事業 ア家庭的保育者1人 ※家庭的保育者 乳幼児3人に対して家庭的保育者1人 ※家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人まで イ調理員(調理業務を全部を委託又は搬入施設から食事を搬入する場合を除く) ウ 嘱託医 エ 知識経験を有する保育士 (2) 小規模保育事業所A型 ア保育士 乳児3人につき1人、1~2歳児6人につき1人、左記に加えて1人 ※保育士の算定に当たっては、当該事務所に勤務する保健師、看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。 イ調理員(調理業務を全部を委託又は搬入施設から食事を搬入する場合を除く) ウ 嘱託医 エ 管理者 (7) 保育士であって、児童福祉施設、区市町村が認可した教育・保育施設及び公的補助対象となる認可外保育施設において、1日6時間以上かつ月20時間以上、同一施設で継続して1年以上保育士として勤務した経験があること。 (4) 専任の常勤職員であること。ただし、保育従事職員との兼任は可とする。 2 小規模保育事業所A型の職員配置に係る特例 (1) 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、家庭的運営基準第29条第2項各号又は同基準第44条第2項で規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 ② ①の事情に鑑み、当分の間、家庭的運営基準第29条第2項又は同基準第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。		(1) 市条例第8条 (2) 市規則第5条 (3) 家庭的要綱第9条 (4) 小規模要綱第10条 (5) 平成28年2月18日雇児発 0218第2号「保育所等における保育士配置に係る特例について」	(1) 職員配置が適正に行われていない。	С

	項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
		③ ①の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 ④ ②及び③を適用する場合は、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。				
(2)	併せて設置するときの設備 及び職員の基準	事業者は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。		(1) 市条例第8条		
(3)	職員の資格保有	1 事業所に勤務する職員は、それぞれ必要な資格を有していなければならない。また、必要な研修を受講しなければならない。	1 資格を要する職種において、有資格 者が勤務しているか。 2 研修を受講しているか。	(1) 市条例第8条 (2) 市規則第5条 (3) 家庭的要綱第9条、第10条 (4) 小規模要綱第10条	<ul><li>(1) 資格を要する職種に有資格者が勤務していない。</li><li>(2) 研修を受講していない。</li></ul>	C C
		2 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。	3 保育士でない者が、保育士又はこれ に紛らわしい名称を使用していない か。	(1) 児童福祉法第18条の23	(1) 保育士でない者が、保育士又はこれに 紛らわしい名称を使用している。	C
(4)	採用、退職	1 事業主は、募集及び採用について、性別にかかわりなく均等な機会を与えなくてはならない。	1 募集及び採用について、性別にかか わりなく均等な取扱いをしているか。	(1) 均等法第5条	(1) 募集及び採用について、性別にかかわりなく均等な取扱いをしていない。	В
		2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。	2 職員の採用時に職務内容、給与等の 労働条件を明示しているか。	(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条	(1) 採用時に労働条件の明示がない。	В
		① 労働契約の期間に関する事項			(2) 採用時に労働条件の明示が不十分で	В
		② 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項			ある。	
		③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項				
		<ul><li>④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、 休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項</li></ul>				
		⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの 時期並びに昇給に関する事項				
		<ul><li>⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)</li><li>上記の事項については、必ず明示しなければならず、また昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。</li></ul>				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する 事項を文書で明らかにする必要がある。 なお、有期労働契約の締結において、その契約期間内無期転換 申込権が発生する場合は、無期転換申込みに関する事項及び無期 転換後の労働条件を明示する必要がある。 <パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項> 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間・有期雇 用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	3 非常勤職員の採用時に、雇入通知書 (雇用契約書)等の文書を交付し、必要な勤務条件を明示しているか。		<ul><li>(1) 非常勤職員に労働条件の明示がない。</li><li>(2) 非常勤職員に労働条件の明示が不十分である。</li></ul>	В
(5) 関連帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 (1) 資格証明書(保育士証の写し、医師免許証の写し等) (2) 履歴書 (3) 労働者名簿	1 資格が必要な職種の職員について、 資格証明書を整備しているか。	(1) 市条例第5条、第8条 (2) 家庭的要綱第14条 (3) 小規模要綱第14条	<ul><li>(1) 資格職種の資格証明書を整備していない。</li><li>(2) 一部職員の資格証明書を整備していない。</li></ul>	C B
	<記載事項>	2 履歴書を整備しているか。	(1) 市条例第5条、第8条	(1) 履歴書を整備していない。	В
	①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の 種類 ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日及びその理由 ⑨死亡年月 日及びその原因等	3 労働者名簿は全職員分を整備しているか。	<ul><li>(1) 労働基準法第107条、109条</li><li>(2) 労働基準法施行規則第53 条、第56条</li></ul>	(1) 労働者名簿を整備・保管していない。	В
5 勤務状況 (1) 勤務体制	施設における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。	1 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1) 労働基準法第32条~第41条	(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。	В
(2) 均等な待遇の確保	1 事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。	1 性別にかかわりなく均等な取扱いをしているか。	(1) 均等法第6条~第9条	(1) 性別による差別的取扱をしている。	В
	2 事業主は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために 必要な時間を確保することができるようにしなければならない。 また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなけ	2 妊娠中及び出産後の女性労働者に 対して、保健指導等の時間を確保して いるか。	(1) 均等法第12条、第13条	(1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。	В
	ればならない。	また、保健指導等に基づく指導事項 を守れるよう、勤務の軽減等必要な措 置を講じているか。		(2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。	В
	3 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。	3 正社員と非正規社員との間で、基本 給や賞与など、不合理な待遇差を設け ていないか。	(1) パートタイム・有期雇用労働法 第8条、第9条	(1) 正社員と非正規社員との間で、不合理 な待遇差を設けている。	В
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	1 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの 防止措置を行っているか。	<ul><li>(1) 均等法第9条、第11条の3、第 11条の4</li><li>(2) 雇用の分野における男女の均 等な機会及び待遇の確保等 に関する法律施行規則(昭和 61年労働省令第2号)第2条 の2</li></ul>	(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	В
	2 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により 就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、 適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講 じなければならない。	2 育児・介護休業等の利用に関するハ ラスメントの防止措置を行っているか。	. —	(1) 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 勤務状況の帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・出張(外出)に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの 等	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	<ul> <li>(1) 市条例第5条、第8条</li> <li>(2) 家庭的要綱第14条</li> <li>(3) 小規模要綱第14条</li> <li>(4) 労働基準法第109条</li> <li>(5) 労働基準法施行規則第24条の7</li> <li>(6) 労働安全衛生法第66条の8の3</li> <li>(7) 労働安全衛生規則第52条の7の3</li> </ul>	<ul><li>(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。</li><li>(2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある。</li></ul>	В
6 職員給与等の状況 (1) 本俸・諸手当	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 給与は適正に支給されているか。	(1) 労働基準法第15条、第24条 ~第28条、第37条、第89条 (2) 経理等通知1(2) (3) 経理等取扱通知3	<ol> <li>本俸・諸手当を規程どおり支給していない。</li> <li>初任給を規程どおりに決定していない。</li> <li>昇給及び昇格を規程どおりに行っていない。</li> <li>適正な給与水準となっていない。</li> </ol>	B B B
(2) 社会保険	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保 険及び労働者災害補償保険のいずれの保険においても、被保険者とし て強制加入又は強制適用されることとなっている。	1 社会保険への加入は適正か。 ・健康保険、厚生年金等すべての社会 保険に加入しているか。 ・健康保険、厚生年金等の社会保険 に未加入者はいないか。	(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条 (2) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第24条 (3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項 (4) 厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第15条 (5) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条 (6) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第6条 (7) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項	険に未加入である。 (2) 加入はしているが、いずれかの保険に 未加入者がいる。	В
	使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の 額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければ ならない。	1 賃金台帳を整備しているか。	(1) 労働基準法第108条、第109 条 (2) 労働基準法施行規則第54条 第55条、第56条	(1) 賃金台帳を整備・保管していない。	В
	労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。 労働者が常時10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。	1 (職員が常時10人以上50人未満の施設において)衛生推進者を選任しているか。	<ul><li>(1) 労働安全衛生法第12条の2</li><li>(2) 労働安全衛生規則第12条の2 ~4、第23条の2</li></ul>	<ul><li>(1) 衛生管理者を選任していない。</li><li>(2) 衛生推進者を職員に周知していない。</li></ul>	ВВ

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 健康診断	常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(雇入時健康診断) 定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。 なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。  ・ 結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査を行うこと。  ・ 健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。  ・ 腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期に医師による腰痛の健康診断を実施すること。	1 健康診断を適切に実施しているか。 2 結果の記録を作成・保存しているか。	(1) 市条例第8条 (2) 市規則第5条 (3) 労働安全衛生法第66条、第66条の10 (4) 労働安全衛生規則第43条~第45条、第52条の9~21 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2 (6) 感染症の予防及び感染症の患者で行規則(平成10年厚生育が規則(平成10年厚生育が規則(平成10年厚生育が別別であり等)第27条の2 (7) 平成31年1月30日基発第0130第1号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」11(4)ト (8) 平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」 (1) 労働安全衛生規則第51条	<ul><li>(4) 健康診断の美施方法が不適切である。</li><li>(1) 健康診断実施記録の整備が不十分で</li></ul>	C C B B
8 職員研修	事業所の職員は、知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 事業者は、職員に対し資質の向上及び人材確保のため、研修体系を構築し、研修等の充実を図るとともに、職員の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識や技術を習得できる体制や、職場内や外部の研修受講の機会等の確保に努めなければならない。特に、個人の職務遂行能力に応じた、具体的内容をもった実施計画が立てられていることが望まれる。管理者等は、全体的な計画や、各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。 ・ 職場における研修の充実を図ること。 ・ 外部研修への参加機会が確保されるよう努めること。 ・ 職位や職務内容等を踏また体系的な研修計画を作成すること。・ 研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげること。 ・ 研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮するこ・職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 ・ 研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。	<ol> <li>研修の機会を確保しているか。</li> <li>研修計画を適切に立てているか。</li> <li>研修の成果を活用しているか。</li> </ol>	(1) 市規則第5条、第8条 (2) 保育所保育指針第1章3(1) ウ、第5章2(2)、3、4	ある。 (1) 研修を実施していない。 (2) 研修の実施が不十分である。 (3) 研修の機会が公平に与えられていない。 (1) 研修計画が適切に立てられていない。	С В В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
9 管理者(施設長)の責務	1 管理者(施設長)は、運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連携など管理者としての職責を十分果たす必要がある。 施設長等は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質および職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない	1 管理者等はその職責を果たしているか。	(1) 保育所保育指針第5章2(1)	<ul><li>(1) 運営管理上問題が生じている。</li><li>(2) 運営管理上問題が生じている(軽微な場合)。</li></ul>	C B
	2 小規模保育事業所A型の管理者は、児童福祉事業等に2年以上 従事した者またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者で あること。また、常時実際にその事業所の運営管理業務に専従し、 かつ地域型保育給付費からの給与支出がある者でなければならな い。	2 管理者は専従しているか。	(1) 留意事項通知別紙6	<ul><li>(1) 他施設等の職員を兼務している。</li><li>(2) 常時事業所の運営管理業務に専従していない。</li></ul>	C C
	【児童福祉事業の例】 ・児童福祉施設の職員 ・幼稚園、小学校等における教諭 ・教育・保育施設または地域型保育事業に移行した施設の職員 ・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等 く同等以上の能力を有ずると認められる者の例示> 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等			(3) 管理者としての勤務実態が不明瞭である。	В
	3 相手の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること(セクシュアル・ハラスメント)は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発揮を阻害するものである。	3 セクシュアル・ハラスメントに関する方 針を明確化し、周知・啓発しているか。 また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対 応しているか。	(1) 均等法第11条、第11条の2、 第15条 (2) 平成18年厚生労働省告示第 615号「事業主が職場におけ る性的な言動に起因する問題 に関して雇用管理上講ずべき 措置についての指針」		В
	4 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場 内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体 的苦痛を与えるまたは就業環境を悪化させる行為(パワーハラスメント)は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発 揮を阻害するものである。	4 パワーハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。	(1) 労働施策総合推進法第30条 の2、第30条の3	(1) パワーハラスメントの防止や必要な対策 を講じていない。	В
10 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	1 利用者が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合は、市条例及びその他の法令を満たす必要がある。	1 構造設備が基準を満たしているか。	(1) 市条例第8条 (2) 市規則第4条 (3) 家庭的要綱第8条 (4) 小規模要綱第9条	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。	С
	2 建物設備等の内容変更により、市条例を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、内容変更の届出をする必要がある。 また、面積が増加する場合も認可内容変更の届出をする必要がある。 認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状	がないか。	第4項、第6項	い相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。	C B
	況を示すものであり、整備、保管しておくこと。			(3) 認可内容の変更を届け出ていない。	В

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	3 規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。 ア 家庭的保育事業にあっては、専用の部屋の面積は9.9㎡( 利用乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人 数1人につき、3.3㎡を加えた面積)以上、庭(代替場所含む) の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。	3 在籍児に見合う基準面積を下回って いないか。	(1) 市条例第8条	(1) 基準面積が不足している。	С
	イ 小模保育事業所A型にあっては、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。				
	4 事業所には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	4 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。	(1) 市条例第8条	(1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十 分である。	В
	5 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用 具を備えなければならない。	5 保育に必要な用具が備えられているか。	<ul><li>(1) 市条例第8条</li><li>(2) 保育所保育指針第1章1(4)</li></ul>	(1) 用具等が備えられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。	C B
(2) 建物設備の安全、衛生	事業所の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生 及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられ	1 構造設備に危険な箇所はないか。	(1) 市条例第8条 (2) 雇児発第1225008号通知第2	(1) 構造設備に危険な箇所がある。	С
	なければならない。 具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常		(3) 保育所保育指針第3章3、4 (1)イ	(2) 備品が損傷して危険である。	С
	に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の 衛生管理に努めること。 そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安 全確保が図られなければならない。		(4) 東京都受動喫煙防止条例(平成30年東京都条例第75号)	(3)	C B
	土地にから回じないないないないない。	2 事業所の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。	<ul><li>(1) 市条例第8条</li><li>(2) 保育所保育指針第3章3</li></ul>	(1) 採光·換気等が悪い。	С
	2 事業所を利用している者の使用する設備等については、衛生的な 管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	3 保育室、便所等設備が清潔である か。	<ul><li>(1) 市条例第8条</li><li>(2) 保育所保育指針第3章3</li></ul>	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
		4 事業所内にある用具(寝具、遊具等) が清潔であるか。	<ul><li>(1) 市条例第8条</li><li>(2) 保育所保育指針第3章3</li></ul>	(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C B
	3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。 建築物 3年毎(※) 防火設備 毎年(※) 建築設備 毎年(※) 昇降機 毎年	5 建築物及び建築設備等の定期検査 を行っているか。	(1) 建築基準法(昭和25年5月24 日法律第201号)第12条第1 項~第4項	(1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。	В
	※ 児童福祉施設の場合、300㎡を超える規模のもの又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。 ただし、平屋建てで500㎡未満のもの又は3階以上で床面積が100㎡未満のものは除く。				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 環境衛生の状況	1 受水槽の有効容量の合計が10㎡を超える設備を有する等水道法で規定する簡易専用水道の場合には、次の事項を行う。 (1) 厚生労働大臣が指定する検査機関による検査を年1回実施すること。 (2) 次のような衛生管理を行うこと。 ① 貯水槽の清掃(年1回)(専門の清掃業者に委託)。 ② 給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、必要な水質検査を行う。 なお10㎡以下の小規模給水施設管理者は法的義務はないが「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」等により、衛生的措置を採るよう指導している。	1 10㎡を超える簡易専用水道の場合 において、法令等に基づいた適正管理 衛生確保を図っているか。	<ol> <li>(1) 市条例第8条</li> <li>(2) 社援施第116号通知</li> <li>(3) 水道法第34条の2</li> <li>(4) 水道法施行規則第55条、第56条</li> <li>(5) 水道法施行令第2条</li> </ol>	(1) 10㎡を超える簡易専用水道の場合に おいて、水道法に定める検査、衛生的 管理を実施していない。	В
	2 浄化槽を使用している場合、放流水の水質検査及び浄化槽の保 守点検を定期的に行うことが義務付けられている。	2 浄化槽を使用している場合、定期的 な点検及び水質検査を実施している か。	(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43 号)第10条、第11条	(1) 浄化槽の定期的な点検及び水質検査 を実施していない。	В
11 災害対策の状況 (1) 管理体制(防火管理	者) 防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。 (1) 選任(解任)・届出収容人員30人以上の事業所においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。 (2) 資格消防法施行令に規定する資格が必要である。		<ul><li>(1) 消防法第8条</li><li>(2) 消防法施行令第3条</li><li>(3) 消防法施行規則第3条の2</li></ul>	<ul><li>(1) 防火管理者を選任していない。</li><li>(2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。</li><li>(3) 防火管理者の届出をしていない。</li></ul>	B B B
	(3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するととも に、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示 を与えなければならない。 〈業務内容〉 ① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要 な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務	2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。	(1) 消防法施行令第3条の2	(1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。	В
(2) 防火対策	小規模保育事業所A型のカーテン、敷物等で可燃性のものについては、防炎処理を施されたものを使用しなければならない。	1 カーテン、絨毯等は防炎性能を有しているか。	<ul><li>(1) 市条例第8条</li><li>(2) 消防法第8条の3</li><li>(3) 消防法施行令第4条の4</li><li>(4) 消防法施行規則第4条の3</li><li>(5) 社施第107号通知</li></ul>	(1) カーテン、絨毯等が防炎性能を有していない。	С

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 消防計画等	1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。 (1)消防計画の策定非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。	1 消防計画を作成しているか。 ※ 収容人員30人以上の事業所が 対象	<ul><li>(1) 市条例第8条</li><li>(2) 消防法第8条</li><li>(3) 消防法施行令第3条の2</li><li>(4) 消防法施行規則第3条</li></ul>	<ul><li>(1) 消防計画を作成していない。</li><li>(2) 消防計画の内容に不備がある。</li></ul>	СВ
	(2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければ ならない。	2 消防計画を所轄消防署に届出しているか。	(1) 消防法施行令第3条の2	(1) 消防計画を届出していない。	С
	2 事業者は、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。	3 事業所防災計画を作成しているか。	(1) 市条例第8条 (2) 東京都震災対策条例第10条 (3) 東京都帰宅困難者対策条例 (平成24年東京都条例第17 号) (4) 社施第5号通知 (5) 消防庁告示第2号	<ul><li>(2) 変更の届出をしていない。</li><li>(1) 事業所防災計画を作成していない。</li><li>(2) 事業所防災計画の内容に不備がある。</li></ul>	B C B
(4) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	<ul><li>(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。</li><li>(2) 消防署の立入検査の指示事項に対す</li></ul>	
(5) 防災訓練等	<ul> <li>非常災害に平静かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。事業者は避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。</li> <li>避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること(図上訓練は含まない)。</li> <li>消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。</li> <li>訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。</li> </ul>	1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で 定められているとおり実施しているか。	<ul> <li>(2) 市規則第5条</li> <li>(3) 消防法施行令第3条の2第2項</li> <li>(4) 保育所保育指針第3章4(2)</li> </ul>	る改善が不十分である。 (1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。	СВ
	<ul> <li>・原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。</li> <li>・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。</li> <li>・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にする</li> </ul>	2 地域の関係機関や保護者との連携の 下に避難訓練を実施しているか。	イ、ウ (1) 保育所保育指針第3章4(3) イ	(1) 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施していない。	В
	こと。 なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。	3 地震想定訓練を実施しているか。	(1) 社施第5号通知 (2) 社施第59号通知 (3) 社施第121号通知	(1) 地震想定訓練を実施していない。	В
	2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。 訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。	4 訓練結果の記録を整備しているか。	<ul><li>(1) 消防法施行規則第4条の2の 4第2項</li><li>(2) 火災予防条例(昭和37年東京 都条例第65号)第55条の4第 2項</li></ul>	<ul><li>(1) 訓練記録が整備されていない。</li><li>(2) 訓練記録が不十分である。</li></ul>	B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	3 市地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災 害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難 確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しなければならな	2 避難確保計画で定めるところにより、 避難訓練を実施しているか。	<ul><li>(1) 水防法第15条の3第5項</li><li>(2) 土砂災害防止法第8条の2第5項</li></ul>	(1) 避難確保計画で定めるところにより、避 難訓練を実施していない。	
	ν <sub>0</sub>			(2) 市長に報告していない。	В
(6) 災害発生時への備え	実際に火災や地震などの災害に直面した時のために、保育所として適切に行動できるよう次のとおり備えておくこと。 ① 事業所の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地	1 災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。	<ul><li>(1)保育所保育指針第3章4(2)ア</li><li>(2)雇児総発0909第2号通知</li></ul>	(1) 災害発生に備えたマニュアルを作成していない。	В
	震や火災などの災害が発生した時の対応等について各事務所 でマニュアルを作成し、事業所の防災対策を確立しておく必要 がある。	2 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章4(3) イ (2) 雇児総発0909第2号通知	(1) 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めていない。	В
	② 地域の関係機関及び関係者との連携については、区市町村の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築していくことが重要である。 各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実情に応じて必要な連絡や協力が得られるようにしておくことが重要である。	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	(A) / E) - (B) - (C) - (	'A' 0	
	また、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。なお、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更				
	を行うよう努めるものとされている。 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。また、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止にための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 <参考>				
	へのちゃり 令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業 務継続計画等について」				
(7) 保安設備	1 事業所においては、消火器等の消火器具非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないように	1 消防用設備等の点検及び報告をして いるか。	(1) 消防法第17条の3の3	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。	В
	する。	2 消防用設備等の自主点検をしているか。	<ul><li>(1) 消防法施行令第3条の2第2 項、第4項</li><li>(2) 社施第59号通知6</li></ul>	(1) 消防用設備等の自主点検をしていない。	В
		3 点検後の不良箇所を改善している	(1) 社施第59号通知6	(1) 不良箇所の改善を行っていない。	В
		4 避難器具を設置しているか。	(1) 市条例第8条 (2) 消防法施行令第25条	(1) 避難器具を設置していない。	В
	2 非常警報器具又は非常警報設備の設置 (1) 市条例による設置	5 非常警報器具又は非常警報設備を 設置しているか。	(1) 市条例第8条 (2) 消防法施行令第24条	(1) 未設置である。	С
	3階以上に保育室等を置く事業所(※家庭的保育事業を除 く) (2) 消防法施行令による設置	(家庭的保育事業の場合は、火災報知器)		(2) 整備が不十分である。	В
	① 非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備)				
	収容人員50人以上の場合に設置 ただし、自動火災報知設備を基準に従い設置しているとき は、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	② 非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 収容人員20人以上50人未満のとき ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準に従 い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、 この限9ではない。				
	3 消防機関へ通報する設備等の設置	6 消防機関へ火災を通報する設備を設	(1) 市条例第8条	(1) 未設置である。	С
	(1) 市条例による設置	置しているか。	(2) 雇児発第1225008号通知		
	① 消防機関へ火災を通報する設備 3階以上に保育室等を置く事業所(※家庭的保育事業を 除く)		(3) 消防法施行令第23条	(2) 整備が不十分である。	В
	(2) 消防法施行令による設置				
	<ul><li>① 自動火災報知機設備</li><li>延面積が300㎡以上の防火対象物</li></ul>				
	② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物	7 自動火災報知機等を設置しているか。	(1) 消防法施行令第21条、第22 条	(1) 未設置である。	С
	③ 漏電火災報知機 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合であって、 延面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを超える場合			(2) 整備が不十分である。	В
(8) 安全対策	事業者は、利用乳幼児の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。 外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、	1 安全対策について、必要な措置を講じているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)、 第3章4(1)、(2)、(3)	(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。	С
	その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な		(2) 雇児総発第402号通知	(2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。	В
	大の配置人事版等のための相置や訓練など不過の事態に備えて必要な対応を図ること。 <例> ・ 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・ 施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・ 関係機関や地域との連携を図る。 ・ 送迎バス 1 安全計画 事業所は、児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所		(3) 道路交通法第74条の3	<b>一万である。</b>	
		2 安全計画を策定しているか	(1) 市条例第8条	(1) 安全計画を策定していない。	С
	での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に基づき必要	3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施しているか。		(1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。	С
	な措置を講じなければならない。 策定した安全計画について事業所は職員に周知し、研修や訓練 を定期的に実施しなければならない。 事業所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られる よう、保護者に対し、事業所での安全計画に基づく取組内容等につ	4 保護者に対し、安全計画に基づく取 組の内容等について周知しているか。		(1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。	. С
	いて周知しなければならない。 事業所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全 計画の変更を行うものとする。				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	2 自動車を運行する場合の所在の確認 事業所は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するとき は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを 防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わ なければならない。 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライ ン」(令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全 装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編)	5 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。 6 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。		<ul><li>(1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。</li><li>(2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。</li></ul>	C
12 利用手続等					
(1) 内容及び手続の説明 及び同意	事業者は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、基準第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者	1 利用申込者に対し、重要事項説明書 を交付して説明を行っているか。	(1) 市条例第5条	(1) 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っていない。 (2) 重要事項説明書の内容が不十分である	C B
	の同意を得なければならない。	2 保育の提供の開始について利用申 込者の同意を得ているか。		(3) 保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ていない。	С
(2) 正当な理由のない提供 拒否の禁止等	1 事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けた ときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 正当な理由がなく、保護者からの利 用の申込みを拒んでいないか。	(1) 市条例第5条	(1) 正当な理由がなく、保護者からの利用の申込みを拒んでいる。	С
	2 事業者は、利用の申込みに係る3号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該事業所の3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	1 3号認定子どもの利用定員を超える 場合に、保育を受ける必要性が高いと 認められる満3歳未満保育認定子ども が優先的に利用できるよう、選考を行っ ているか。	(1) 市条例第5条 (2) 法第45条	(1) 3号認定子どもの利用定員を超える場合に、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考を行っていない。	
	3 基準第39条第2項に規定する場合においては、事業者は、同条同項に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	1 選考の方法をあらかじめ明示した上 で、選考を行っているか。	(1) 市条例第5条 (2) 法第45条	(1) 選考の方法をあらかじめ明示した上 で、選考を行っていない。	С
(3) あっせん、調整及び要請に対する協力	1 事業者は、事業の利用について法第54条第1項の規定により市が 行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行うあっせん及び要請に対し、で きる限り協力しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 市が行うあっせん及び要請に対し、で きる限り協力していない。	С
	2 事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る事業の利用について 児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み 替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請 に対し、できる限り協力しなければならない。	2 市が行う調整及び要請に対し、できる 限り協力しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 市が行う調整及び要請に対し、できる 限り協力していない。	С
(4) 受給資格等の確認	事業者は、保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	1 支給認定証によって、受給資格等の 確認をしているか。	(1) 市条例第5条	(1) 支給認定証によって、受給資格等の 確認をしていない。	С
(5) 教育・保育給付認定の申 請に係る援助	1 事業者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の 申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教 育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければ ならない。	1 教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 市条例第5条	(1) 教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行っていない。	С

	項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
		2 事業者は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	2 教育・保育給付認定の変更の認定の 申請が有効期間の満了日の30日前に は行われるよう必要な援助を行ってい るか。	(1) 市条例第5条	(1) 教育・保育給付認定の変更の認定の 申請が有効期間の満了日の30日前に は行われるよう必要な援助を行っていな い。	С
(6)	地域型保育給付費等の額に係る通知等	1 事業者は、法定代理受領により特定教育・保育に係る地域型保育 給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、 当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通 知しなければならない。	1 法定代理受領により支給を受けた地域型保育給付費の額を保護者に対して通知しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 法定代理受領により支給を受けた地域型保育給付費の額を保護者に対して通知していない。	
		2 事業者は、基準第43条第2項の法定代理受領を行わない保育に 係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した保育の内容、費 用の額その他必要と認められる事項を記載した保育提供したことを 証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければ ならない。	2 保育を提供したことを証する書類を保護者に対して交付しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 保育を提供したことを証する書類を保護者に対して交付していない。	С
(7)	掲示等	事業者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の 体制、利用者負担その他の利用申込者の事業者の選択に資すると認め られる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動	1 運営規程等の重要事項を掲示しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 運営規程等の重要事項を掲示していない。	С
		公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。			(2) 運営規程等の重要事項を自動公衆送 信により公衆の閲覧に供していない。	С
					(3) 運営規程等の重要事項の掲示が不十分である。	В
					(4) 運営規程等の重要事項の自動公衆送 信による公衆の閲覧が不十分である。	В
(8)	教育・保育給付認定保 護者に関する市への通知	事業者は、保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正の行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	1 保護者が偽りその他不正な行為に よって地域型保育給付費の支給を受 け、又は受けようとしたときに、遅滞な く、意見を付してその旨を市に通知して いろか。	(1) 市条例第5条	(1) 保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していない。	С
(9)	情報の提供等	1 事業者は、事業者を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に事業者を選択することができるように、当該事業者が提供する保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 利用しようとする保護者に対し、保育 の内容に関する情報の提供を行うよう 努めているか。	(1) 市条例第5条	(1) 利用しようとする保護者に対し、保育の 内容に関する情報の提供を行うよう努め ていない。	
		2 事業者は、当該事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	2 広告をする内容を虚偽のもの又は誇 大なものとしていないか。	(1) 市条例第5条	(1) 広告をする内容を虚偽のもの又は誇 大なものとしている。	С
(10)	利益供与等の禁止	1 事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(以下「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		(1) 利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。	С
		2 事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは保育を 行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹 介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しては ならない。	2 利用者又はその家族を紹介すること の対償として、金品その他の財産上の 利益を収受していないか。	(1) 市条例第5条	(1) 利用者又はその家族を紹介することの 対償として、金品その他の財産上の利 益を収受している。	С

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(11) 電磁的記録等	1 事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。		(1) 市条例第5条	(1) 電磁的方法により書面等を提供することについて、保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。	С
	また、書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を掲げる方法(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。電磁的方法により記載事項を提供するとさは、あらかじめ、当該教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  (1) 電磁的方法のうち事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方法				
	2 承諾を得た事業者は、当該教育・保育給付認定保護者から文書 又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出 があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、書面等の 提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育 給付認定保護者が再び承諾をした場合は、この限りではない。	2 保護者から電磁的方法による書面等 の提供を受けない旨の申出があったに も関わらず、重要事項を電磁的方法に より提供していないか。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(1) 保護者から電磁的方法による書面等の提供を受けない旨の申出があったにも関わらず、重要事項を電磁的方法により提供している。	С

# 保育内容編

### 目 次

	育の状況
	保育に関する基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(3)	養護に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(4)	全体的な計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(5)	指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(6)	指導計画の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	保育内容等の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(8)	保育の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(9)	整備すべき帳簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	保護者との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(11)	相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	事の提供の状況
	食育計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	食事計画と献立業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	食事の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ g
	営業の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(6)	食事の提供の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3 俊	康・安全の状況
(1)	保健計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1:
(2)	乳幼児健康診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(3)	健康状態の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
	虐待等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1:
. ,	疾病等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(7)	乳幼児の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

#### [凡例]

以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

	関係法令及び通知等	略 称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
3	平成30年3月30日子保発0330第2号「保育所保育指針の適用に関しての留意事項について」	子保発0330第2号通知
4	令和7年3月21日こ成事第175号、こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について」	こ成事第175号通知
5		児童虐待の防止等に関す る法律
6	令和2年2月14日子保発0214第1号「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について	子保発0214第1号通知
7	令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」	子発0319第1号通知
8	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
9	平成16年3月29日雇児保発第0329001号「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる食育)に関する取組の推進について」	雇児保発第0329001号通 知
10	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
11	令和3年4月1日子保発0401第2号「「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について	子保発0401第2号通知
12	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
13	令和2年1月21日厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の 基準
14	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
15	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
16	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則

	関係法令及び通知等	略称
17	昭和41年7月27日児発第470号通知「児童福祉施設における赤痢対策の推進について」	児発第470号通知
18	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知
19	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
20	平成8年8月8日児企第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企第26号通知
21	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法
22	平成15年5月1日東京都規則第153号「健康増進法施行細則」	健康増進法施行細則
23	昭和28年10月20日東京都条例第111号「食品製造業等取締条例」	食品製造業等取締条例
24	昭和28年11月1日規則第183号「食品製造業等取締条例施行規則」	食品製造業等取締条例 施行規則
25	平成20年3月7日雇児総発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通 知
26	平成8年7月25日社援施第117号「社会福祉施設等における保存食の保存期間等について」	社援施第117号通知
27	平成10年2月18日児発第86号通知「保育所における調理業務の委託について」	児発第86号通知
28	平成22年6月1日雇児発0601第4号「保育所における食事の提供について」	雇児発0601第4号
29	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
30	昭和33年6月10日政令第1号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
31	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規 則
32	昭和58年4月21日児発第284号「保育所における嘱託歯科医の設置について」	児発第284号通知
33	平成31年3月29日東京都条例第50号「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」	東京都子供への虐待の防 止等に関する条例

	関係法令及び通知等	略 称
34	平成31年2月28日府子本第189号、30文科初第1616号、子発0228第2号、障発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及び その設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
35	平成31年2月28日府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知
36	平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
37	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
38	平成28年3月23日27福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	27福保子保第3650号通 知
39	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」	30福保子保第3635号通 知
40	昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」	児発第418号通知
41	令和4年6月13日府子本679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保施設等においてプール活動・水 遊びを行う場合の事故防止について(通知)」	府子本第679号通知
42	令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第44号通知
43	令和7年3月31日6福祉子保第5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	6福祉子保第5649号通知
44	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
45	令和5年12月14日こ成安第143号、5教参学第31号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のた めの事後的な検証通知
46	平成26年9月5日雇児発0905第2号通知「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」	雇児発0905第2号通知
47	平成26年7月7日三鷹市条例第11号「子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例」	市条例
48	平成27年3月31日三鷹市規則第36号「三鷹市家庭的保育事業等の認可の基準等に関する規則」	市規則
49	平成28年3月31日「三鷹市家庭的保育事業実施要綱」	家庭的要綱
50	平成27年4月1日「三鷹市小規模保育事業実施要綱」	小規模要綱

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 保育の状況					
(1) 保育に関する基本原則	則 (役割) 家庭的保育事業者等(以下「事業者」という。)は、保育を必要とする乳 幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする施設 であり、入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増 進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。 家庭的保育事業等における保育は、養護及び教育を一体的に行うも のであり、保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則を 踏まえ、各家庭的保育事業等の実情に応じて、適切に行われなければ ならない。	1 保育の内容は適切か。	(1) 市条例第8条 (2) 保育所保育指針第1章、第2 章	(1) 保育の内容が適切でない。	С
				(2) 保育の内容が不十分である。	В
	(目標) 事業者は、乳幼児が生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、家庭的保育事業等の保育は、乳幼児が現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。乳児保育では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」を目指す。1歳以上児では、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。事業者は、利用する乳幼児の保護者に対し、その意向を受け止め、乳幼児と保護者の安定した関係に配慮し、家庭的保育事業等の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。(方法)保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。				
	<ul> <li>① 一人一人の乳幼児の状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、乳幼児が安心感と信頼感をもって活動できるよう、乳幼児の主体としての思いや願いを受け止めること。</li> <li>② 乳幼児の生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。</li> <li>③ 乳幼児の発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、乳幼児の個人差に十分配慮すること。</li> </ul>				
	④ 乳幼児相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。				
	⑤ 乳幼児が自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、乳幼児の主体的な活動や乳幼児相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。				
	⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれ の親子関係や家庭状況等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適 切に援助すること。				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	(環境) 保育の環境には、保育士等や乳幼児などの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。事業者は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、乳幼児の生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。 (社会的責任) 事業者は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該事業者が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 事業者は、利用する乳幼児等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。				
(2) 人権の尊重			(1)		
ア 人格を尊重した保育	事業者は、乳幼児の最善の利益を考慮し、乳幼児の人権に十分配慮するとともに、乳幼児一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。 一人一人の乳幼児が、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。 施設における保育士は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育すること。	1 乳幼児一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 市条例第8条 (2) 保育所保育指針第1章1(1) ア、エ、(5)ア、2(2)イ(ア) ②、③	(1) 乳幼児一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。	С
イ 虐待等の行為	事業者の職員は、入所中の乳幼児に対し、次に掲げる行為その他乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。  ① 乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 乳幼児にわいせつな行為をすること又は乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の乳幼児による①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の乳	1 乳幼児の心身に有害な影響を与える 行為をしていないか。	(1) 市条例第8条 (2) 児童福祉法33条の10 (3) 児童虐待の防止等に関する 法律第3条 (4) 保育所保育指針第1章1(1) ア、エ、(5)ア	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。	С
(3) 養護に関する基本的 事項	幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (理念) 保育における養護とは、乳幼児の生命の保持及び情緒の安定を図る ために保育士等が行う援助や関わりであり、家庭的保育事業等における 保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。 家庭的保育事業等における保育全体を通じて、養護に関するねらい及 び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。	1 養護の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章2 (2) こ成事第175号通知別紙1- 2(2)第1-1[保育所](3)	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B
(4) 全体的な計画の作成	事業者は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各家庭的保育事業等の保育の方針や目標に基づき、乳幼児の発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、乳幼児や家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、乳幼児の育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。 全体的な計画は、保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各家庭的保育事業等が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	<ul><li>1 全体的な計画を作成しているか。</li><li>2 全体的な計画の内容は十分か。</li></ul>	(1) 市規則第5条 (2) 保育所保育指針第1章3(1) ア、イ、ウ (3) こ成事第175号通知別紙1- 2(2)第1-1[保育所](3)	<ul><li>(1) 全体的な計画を作成していない。</li><li>(1) 全体的な計画の内容が不十分である。</li></ul>	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 指導計画の作成 ア 指導計画の構成	事業者は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、乳幼児の生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関	1 長期的な指導計画を作成している か。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) ア	(1) 長期的な指導計画を作成していない。	С
	連しながら、より具体的な乳幼児の日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	2 短期的な指導計画を作成しているか。		(1) 短期的な指導計画を作成していない。	С
イ 作成上の留意事項	1 乳幼児一人一人の発達過程や状況を十分踏まえるとともに、次の 事項に留意しなければならない。 (1) 3歳未満児については、一人一人の乳幼児の生育歴、心身 の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成するこ	1 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) イ(ア)、(イ)、(ウ)	(1) 3歳未満児について、個別的な指導 計画を作成していない。	В
	と。 (2) 3歳以上児については、個の成長と、乳幼児相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。 (3) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の乳幼児の生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。	2 個別的な指導計画の内容は十分であるか。		(1) 個別的な指導計画の内容が不十分である。	В
ウ ねらい及び内容、環境 構成	1 指導計画においては、家庭的保育事業等の生活における乳幼児 の発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、乳 幼児の実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。	1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) ウ	(1) 具体的なねらい及び内容が設定されていない。	В
	また、具体的なねらいが達成されるよう、乳幼児の生活する姿や 発想を大切にして適切な環境を構成し、乳幼児が主体的に活動で きるようにする。	2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。		(1) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定していない。	В
エ 生活リズムの調和	1 1日の生活リズムや在園時間が異なる乳幼児が共に過ごすことを 踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮する こと。	1 生活リズムの調和を図るよう配慮して いるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) エ	(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	В
オ 午睡の環境確保と配 慮	1 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は乳幼児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	<ol> <li>1 午睡等の適切な休息をとっているか。</li> <li>2 安全な睡眠環境を確保しているか。</li> <li>3 一律とならないよう配慮しているか。</li> </ol>	(1) 市条例第8条 (2) 市規則第5条 (3) 保育所保育指針 第1章2(2)ア(イ)④ 第1章2(2)イ(イ)④	<ul><li>(1) 午睡等の適切な休息をとっていない。</li><li>(1) 安全な睡眠環境を確保していない。</li><li>(1) 一律とならないよう配慮していない。</li></ul>	C B B
カ 長時間にわたる保育	長時間にわたる保育については、乳幼児の発達過程、生活のリズム及 び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、 家庭との連携などを指導計画に位置づけること。	1 長時間にわたる保育について、保育 の内容等を指導計画に位置づけ、適 切に対応しているか。	第1章3(2)オ (1) 保育所保育指針第1章3(2) カ	(1) 長時間にわたる保育について、指導 計画への位置づけ、対応が不十分であ る。	В
キ 障がいのある乳幼児の 保育	障がいのある乳幼児の保育については、一人一人の乳幼児の発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある乳幼児が他の乳幼児との生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、乳幼児の状況に応じた保育を実施する観点から、	1 障がいのある乳幼児の保育について、発達過程や障がいの状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章3(2)キ 第3章2(2)ウ 第4章2(2)イ	(1) 障がいのある乳幼児の保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	В
	家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。			(2) 障がいのある乳幼児の保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	В
(6) 指導計画の展開	1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3) ア、イ、ウ	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。	В
	① 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体 制を整えること。			(2) 職員による役割分担と協力体制が不 十分である。	В
	② 乳幼児が行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化する ことに留意して、乳幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を 展開できるよう必要な援助を行うこと。				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	③ 乳幼児の主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な 関わりを持つことが重要であることを踏まえ、乳幼児の情緒の安 定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。				
	2 保育士等は、乳幼児の実態や乳幼児を取り巻く状況の変化など に即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画 に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。	2 指導計画に基づく保育の内容の見直 しを行い、改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3) エ、(5)イ	(1) 指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。	В
	3 保育日誌は、保育の過程(全体的な計画・指導計画に基づく保育 集団の状況)の記録である。保育の実践を正確に把握し、保育士の	3 保育日誌を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)	(1) 保育日誌を作成していない。	С
	反省の資料として次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。 また、特に心身の発育・発達が顕著な乳児等の個人別記録は、一 人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即した個別的な指導計画を作成するための重要な資料である。 なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。	4 保育日誌の記録は十分か。	(2) 家庭的要綱第14条 (3) 小規模要綱第14条	(1) 保育日誌の記録が不十分である。	В
(7) 保育内容等の評価	1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。	1 保育士等の自己評価を行い、専門性 の向上や保育実践の改善を行ってい るか。	(1) 保育所保育指針第1章3(4) ア、(5)	(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門 性の向上や保育実践の改善を行ってい ない。	В
	① 保育士等による自己評価に当たっては、乳幼児の活動内容やその結果だけでなく、乳幼児の心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。				
	② 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、家庭的保育事業等全体の保育の内容に関する認識を深めること。				
	2 事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を 図らなければならない。 事業者の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評 価を踏まえて行い、結果を公表するよう努めなければならない。 事業者が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や家庭的保 育事業等の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、 全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。	2 自己評価を行っているか。	(1) 市条例第5条 (2) 保育所保育指針第1章3(4) イ、(5)、第5章1(2)	(1) 自己評価を行っていない。	С
	3 事業者は、評価の結果を踏まえ、当該家庭的保育事業等の保育の内容等の改善を図ること。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく 改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職 員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。 参考 保育所における自己評価ガイドライン(厚生労働省)	3 評価の結果を踏まえ、保育の内容等 の改善を図っているか。		(1) 評価結果を踏まえ、保育の内容等の 改善を図っていない。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 保育の体制					
ア 保育時間、開所時間 及び開所日数	家庭的保育事業等における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定めるものとする。	1 保育時間、開所・閉所時間、開所日 数が適切に設けられているか。	(1) 市条例第8条 (2) こ成事第175号通知別紙1- 2(2)第1-1[保育所](1)	(1) 施設の都合で保育時間を短縮してい る。	С
	家庭的保育事業等は、保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することは許されない。			(2) 保育時間を定めるに当たって保護者 の労働時間等を考慮していない。	С
	体所又は一部休所(事業としては開所しているが、一部の乳幼児を休ませている場合をいう。)の理由とは、 (1) 感染症の疾患			(3) 全部又は一部休所している。	С
	(2) 非常災害の発生 (3) 「警戒宣言」の発令 などである。			(4) 家庭保育を依頼している。	В
イ 保育士等の配置	家庭的保育事業については、家庭的保育者1人が保育する児童の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	1 保育士等を適正に配置しているか。	(1) 市条例第8条 (2) 家庭的要綱第9条 (3) 小規模要綱第10条	(1) 保育士等を適正に配置していない。	С
	小規模保育事業A型については、乳幼児の定員及び利用乳幼児のそれぞれについて、市条例に定める計算式により算出した数の合計数に1を加えた数以上の保育士を配置しなければならない。		(4) 子保発0214第1号通知	(2) その他不適正な事項がある。	С
	小規模保育事業A型については、常勤の保育士(法18条の18第1項の登録を受けた者又は規則附則第5項に定める者に限る。)が各組や各グループに1人以上(乳児を含む組又はグループにかかる保育士定数が2人以上の場合は、2人以上)配置されていること。	2 常勤の保育士が各組や各グループ に1人以上配置されているか。	(1) 子発0319第1号通知	(1) 常勤の保育士を各組や各グループに 1名(場合により2人)以上配置していない。	
(9) 整備すべき帳簿	1 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、全ての乳幼児について毎日正確に記録し、また、常に保管場	1 児童出欠簿を作成しているか。	(1) 家庭的要綱第14条 (2) 小規模要綱第14条	(1) 児童出欠簿を作成していない。	С
	所を明らかにしておく必要がある。			(2) 児童出欠簿の記録が不十分である。	В
	2 児童票には、個々の乳幼児の状態を把握するものとして乳幼児の 保育経過記録と、乳幼児の保育上必要な最低限の家庭の状況等 の参考記録が必要である。	2 児童票を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3) エ	(1) 児童票を作成していない。 (2) 児童票の記録が不十分である。	C B
(10) 保護者との連絡	事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければなら	1 保護者との連携は十分か。	(1) 市条例第8条	(1) 保護者との連絡体制ができていない。	С
	ない。 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。そのための手段や機会として、3歳未満児については連絡帳を活用する等、年齢や発達状況に応じて内容や実施方法を工夫することが望まれる。		(2) 保育所保育指針 第1章2(2)ア(イ) 第2章1(3)、4(3) 第3章1(1)、(3) 第4章2(1)ア	(2) 保護者との連絡が不十分である。	В
			(3) こ成事第175号通知別紙1- 2(2)第1-1[保育所](3)	(3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。	В
(11) 相談及び援助	1 事業者は、常に乳幼児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、乳幼児又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならな	1 利用者の心身の状況、置かれている 環境等の把握に努めているか。	(1) 市条例第5条	(1) 利用者の心身の状況、置かれている 環境等の把握に努めていない。	С
	い。	2 利用者又はその保護者からの相談に 対し、必要な助言その他の援助を行っ ているか。		(2) 利用者又はその保護者からの相談に対し、必要な助言その他の援助を行っていない。	С

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
2 食事の提供の状況	(家庭的保育事業等の特性を生かした食育) 乳幼児たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。家庭的保育事業等における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、乳幼児が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う乳幼児に成長していくことを期待するものである。		(1) 市条例第8条 (2) 保育所保育指針第3章2 (3) 子発0331第1号通知 (4) 食育基本法 (5) 雇児保発第0329001号通知		
	(食育の環境の整備等) 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、乳幼児や保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。				
	乳幼児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、乳幼児と調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。 ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい				
	雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは乳幼児の発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。 保護者や地域の多様な関係者との連携及び恊働の下で、食に関する取組が進められること。また、区市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。 参考「保育所における食事の提供ガイドライン」、「楽しく食べる子ども				
	に〜保育所における食育に関する指針〜」(厚生労働省)				
(1) 食育計画	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけるとともに、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意し、同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。	1 食事の提供を含む食育計画を全体 的な計画に基づいて作成しているか。	(1) 市条例第8条 (2) 保育所保育指針第3章2(1)ウ (3) 雇児保発第0329001号通知 (4) 子保発0401第2号通知	(1) 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。	В
(2) 食事計画と献立業務					
ア 食事計画	1 食事の提供に当たっては、乳幼児の発育・発達状況、栄養状態、 生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計 画(以下「食事計画」という。)を立てること。食事計画について、「食 事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、園や乳幼児の 特性に応じた適切な活用を図ること。	1 食事による栄養摂取量の基準を活用 した食事計画を策定しているか。	<ul><li>(1) 市条例第8条</li><li>(2) 子発0331第1号通知</li><li>(3) 子母発0331第1号通知</li><li>(4) 食事による栄養摂取量の基準</li></ul>	(1) 食事による栄養摂取量の基準を活用 した食事計画を策定していない。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	2 乳幼児の性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定するよう努めること。 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる乳幼児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。	2 給与栄養量の目標を設定している か。	(1) 市条例第8条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知	(1) 給与栄養量の目標を設定していない。	В
	3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。	3 定期的に施設長を含む関係職員が 参加の上、給食(献立)会議等による情 報の共有を図っているか。	(1) 子母発0331第1号通知3(2)	(1) 定期的に施設長を含む関係職員参加 の上、給食(献立)会議による情報の共 有を図っていない。	В
イ 献立の作成	家庭的保育事業等において、乳幼児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、乳幼児の健全	1 献立表を適切に作成しているか。	(1) 市条例第8条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知	(1) 献立表を作成していない。	С
	な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。 献立作成に当たっては、乳幼児の食に関する嗜好や体験が広がりか		(4) 家庭的要綱第14条 (5) 小規模要綱第14条	(2) 予定献立の記載が不十分である。	В
	つ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や 料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認めら		(9) 7 /9619(20/11/19/12/19/1	(3) 責任者の関与がない。	В
	れない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。			(4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。	С
	献立作成に当たっては、乳幼児の咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。			(5) 献立が季節感などを考慮した変化に 富む内容になっていない。	В
	日々提供される食事については、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、乳幼児や保護者等に対する献立の掲示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる食育の実践に努めること。			(6) 既製品(インスタント食品・市販の調理 済み製品等)の使用が随所にみられる。	В
	例示 ・2週間周期以上の献立となっている。 ・誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・四季に応じた食品が使用されている。			(7) おやつが甘味品·菓子類に偏っている。	В
ウ 給食材料の用意、保管	献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々 食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入(の手続	1 給食材料を適切に用意、保管しているか。	(1) 市条例第8条 (2) こ成事第175号通知別紙1-	(1) 正当な理由なく献立に従って食品を 購入していない。	С
	き)受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小 にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。		2(2)第2[共通事項](3) (3) 雇児総発第36号通知	(2) 数量に大幅な違いがみられる。	С
	原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。		(4) 社援施第65号通知 (5) 社援施第97号通知	(3) 発注書・納品書がない、又は不十分である。	В
				(4) 発注に当たって責任者の関与がない。	В
				(5) 食品材料の検収を全く行っていない。	С
				(6) 在庫食品の受払を把握していない、 又は不十分である。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 食事の提供 ア 食事の提供	事業者は、児童に食事を提供するときは、事業所内で調理する方法により行わなければならない。原則として、自園内に設置した調理設備で調理を行うこと。	1 自園調理を行っているか。	(1) 市条例第8条	(1) 自園調理(特例の場合を除く)により食事の提供を行っていない。	С
イ 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 あらかじめ作成された献立に従って 食事を提供しているか。 2 食事の提供に関する記録(給食日 誌、実施献立等)を作成しているか。	<ul><li>(1) 市条例第8条</li><li>(1) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](4)</li></ul>	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を 提供していない。 (1) 食事の提供に関する記録を作成して いない。 (2) 実施献立の記載内容が不十分であ	C C B
ウ 乳幼児の状況に応じた 配慮	1 一人一人の乳幼児の生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事が取れるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障がいのある乳幼児など、一人一人の乳幼児の心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。	1 乳幼児の状況に応じた配慮をしているか。	(1) 市条例8条 (2) 保育所保育指針 第1章2(2)イ(イ)④ 第3章2(2)ウ(イ)	る。 (1) 乳幼児の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 乳幼児の状況に応じた配慮が不十分である。	СВ
	2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1~2歳児、3~5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、3歳未満児は食品の種類・調理方法に乳幼児の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。(乳児) 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。  (1歳以上3歳未満児) 1歳以上3歳未満児) 1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、乳幼児が自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭で生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。	2 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) こ成事第175号通知別紙1-2 (2)第2[共通事項](5) (2) 保育所保育指針 第2章1(2)ア(ウ)② 第2章1(3)ウ 第2章2(2)ア(イ)②④ 第2章2(2)ア(ウ)②④ 第2章2(2)ア(ウ)③④ 子発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	3 乳幼児の健康と安全の向上に資する観点から、乳幼児の食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する乳幼児の生活がより一層安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努	3 食物アレルギーへの対応を適切に 行っているか。	(1) 保育所保育指針 第2章1(2)ア(ウ)② 第2章2(2)ア(ウ)②	(1) 食物アレルギーへの対応を適切に 行っていない。	С
	めること。 乳幼児自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。アレルギー疾患を有する乳幼児の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該家庭的保育事業等の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。		(2) 子発0331第1号通知	(2) 食物アレルギーへの対応が不十分である。	В
	参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」(東京都福祉保健局)				
エ 食事の中止等	食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。	1 施設の都合で食事を中止していないか。	(1) 市条例第8条 (2) 保育所保育指針 第1章2(2)イ(イ)⑷	<ul><li>(1) 食事の提供を中止している。</li><li>(2) 間食を提供していない。</li></ul>	C B
	なお、食事の中止等の理由とは、 (1) 感染症の発生に伴う保健所の指示 (2) 調理室の改築・修繕等 (3) 非常災害等で給食することが不可能 などである。		第2章3(2)ア(イ)⑤ (3) 子母発0331第1号通知	(3) その他不適正な事項がある。	В
(4) 衛生管理	食品衛生法等の改正により、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設(以下「集団給食施設」という。)は、令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理を実施すること及び食品衛生責任者を選任することとされている。				
	※ HACCP に沿った衛生管理について 「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正:平成29年6月16日付け生食発0616第1号)」は、 HACCP の概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じない。 これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書「「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」等(厚生労働省ホームページ「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に掲載))を参考にして、HACCPに沿った衛生管理を実施することも可能とされている。 (参考)薬生食監発0805第3号通知				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
ア検便	食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。	1 調理従事者及び調乳担当者の月1 回以上の検便を適切に実施及び確認 の上従事させているか(雇入れの際及 び調理又は調乳業務への配置替えに ついても同様に行っているか。)。 2 検便の検査結果を適切に保管してい るか。	(1) 市条例第8条 (2) 食品衛生法第51条、第68条 (3) 食品衛生法施行規則第66条 の2、別表第17 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 事務取扱要綱第2-7(3) (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 社援施第97号通知 (9) 児発第470号通知 (10) 雇児発第0120001号通知 (11) 労働安全衛生規則第47条、 第51条	<ul><li>(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。</li><li>(2) その他不十分な事項がある。(検査項目不足等)</li><li>(1) 検査結果を適切に保管していない</li></ul>	
イ 調理従事者の健康 チェック及び調理室等 の点検	調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿削があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。施設長等の責任者は、施設の衛生管理に関する責任者(以下「衛生管理者」という。)に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認して記録を保管すること。施設長等の責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等及び各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。	1 調理従事者及び調乳担当者の健康 チェックを毎日行い記録しているか。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条 の2、第66条の3、別表第17、 別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の 2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 事務取扱要綱第2-7(3) (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康 チェックを行っていない。(下痢、嘔吐、 発熱、手指等の化膿創等) (2) 調理従事者及び調乳担当者の健康 チェックが不十分である。	В
	の。 (4) 生工必要な指担を神しること。	2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 市条例第8条 (2) 食品衛生法第51条、第68条 (3) 食品衛生法施行規則第66条 の2、第66条の3、別表第17、 別表第18 (4) 食品衛生法施行令第34条の 2 (5) 薬生食監発0805第3号通知 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 児発第669号通知	ていない。	C B C
<b>ウ</b> 食中毒事故対策	1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等)には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに乳幼児及び全職員が、清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。	(1) 市条例第8条 (2) 食品衛生法第51条、第68条 (3) 食品衛生法施行規則第66条 の2、第66条の3、別表第17、 別表第18 (4) 食品衛生法施行令第34条の 2 (5) 薬生食監発0805第3号通知 (6) 保育所保育指針第3章3(1) (7) 社援施第97号通知 (8) 雇児発第0120001号通知 (9) こ成事第175号通知別紙1- 2(2)第2[共通事項](6) (10) 社援施第65号通知	<ul><li>(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。</li><li>(2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。</li></ul>	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる 場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。	2 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発第0307001号通知	(1) 検食を行っていない。	С
				(2) 検食の実施方法が不十分である。	В
				(3) 検食の記録を作成していない。	В
	3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとど	3 食中毒事故が発生した場合の事後 対策がとられているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(1)	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対 策がとられていない。	С
	めるように徹底すること。		(2) 社援施第97号通知 (3) 雇児発第0221001号通知 (4) 児企第26号通知	(2) 食中毒事故が発生した場合の事後対 策が不十分である。	В
	4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。原 材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器(ビ	4 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 平成8年社援施第117号通知	(1) 検査用保存食を保存していない。	С
	ニール袋等)に密封して入れ、−20℃以下で2週間以上保存する こと。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存 すること。		(2) 社援施第65号通知 (3) 雇児総発第36号通知	(2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	В
(5) 営業の届出等					
ア 営業の届出(集団給食 施設)	いて、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない(令 和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和	1 営業の届出をしているか。	(2) 食品衛生法施行規則第70条 の2	(1) 営業の届出をしていない。	В
	3年11月30日までに届け出なければならない。)。 なお、調理業務を外部事業者に委託する場合、施設の調理場を使用 するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営 業の許可を受ける必要がある。		(3) 薬生食監発0805第3号通知		
イ 食品衛生責任者の 選任	集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条 の2、別表第17	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	В
	食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。		(2) 薬生食監発0805第3号通知		
(6) 食事の提供の特例 食事の搬入	当該家庭的保育事業者等の乳幼児に対する食事の提供について、特例として、搬入施設において調理し、事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該の方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業者等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	1 食事を外部搬入により提供している 場合に、適切に行っているか。	(1) 市条例第8条 (2) 雇児発0601第4号通知	(1) 食事を外部搬入により提供している場合に、適切に行っていない。	С
	(1) 利用乳幼児に対し食事を提供する責任が当該家庭的保育事業等にあり、当該保育所の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。				
	(2) 当該家庭的保育事業等又は他の施設、保健所、区市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<ul> <li>(3) 調理業務の受託者については、当該家庭的保育事業等における 給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切 に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並 びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトビー等への配 慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者とすること。</li> <li>(4) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育 及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に 関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</li> </ul>				
	2 搬入施設は、つぎの各号のいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 事業者と同一の法人または関連法人が運営する小規模保育事業または事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの	1 定められた搬入施設から搬入しているか。	(1) 市条例第8条	(1) 定められた搬入施設から搬入していない。	С
3 健康・安全の状況	乳幼児の健康及び安全の確保は、乳幼児の生命の保持と健やかな生活の基本であり、家庭的保育事業等においては、一人一人の乳幼児の健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、家庭的保育事業等全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。また、乳幼児が、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。		(1) 保育所保育指針第3章		
(1) 保健計画	乳幼児の健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、 全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の乳幼児の健康の保持 及び増進に努めていくこと。	1 保健計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成していない。	В
(2) 乳幼児健康診断	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診 断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保	1 健康診断を適切に行っているか。	(1) 市条例第8条 (2) 学校保健安全法第11条、第	(1) 入所時の健康診断を行っていない。	С
	健安全法(昭和33年法律第56号) に規定する健康診断に準じて行わなければならない。		13条、第17条 (3) 学校保健安全法施行令	(2) 健康診断を年2回行っていない。	С
			(4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ (6) 児発第284号通知	(3) 実施時期・方法等が不適切である。	В
	乳幼児の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により 定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護	2 健康診断の記録を作成しているか。	<ul><li>(1) 都条例第14条2項</li><li>(2) 保育所保育指針第3章1(2)イ</li></ul>	(1) 乳幼児の健康診断の実施状況とその 結果を記録していない。	С
	者に連絡し、保護者が乳幼児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。		(3) 家庭的要綱第14条 (4) 小規模要綱第14条	(2) 健康診断記録が不十分である。	В
		3 保護者と健康診断結果について連絡 をとっているか。	<ul><li>(1) 市条例第8条</li><li>(2) 保育所保育指針第3章1(2)イ</li></ul>	(1) 保護者と連絡をとっていない。	С
				(2) 保護者との連絡が不十分である。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 健康状態の把握	1 一人一人の乳幼児の平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて乳幼児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた。	1 日々の健康状態を観察しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章2(2)ア(イ)① 第3章1(1)イ	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。	СВ
	場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切 な対応を図ること。 看護師等が配置されている場合には、その専門 性を生かした対応を図ること。	2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 市条例第8条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)イ	<ul><li>(1) 保護者と連絡をとっていない。</li><li>(2) 保護者との連絡が不十分である。</li></ul>	C B
	2 乳幼児の心身の状態に応じて保育するために、乳幼児の健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。	3 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア	(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	В
(4) 虐待等への対応	乳幼児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区市町村や関係機関(嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応	1 乳幼児の虐待の早期発見のために 乳幼児の心身の状態等を観察してい るか。	<ul><li>(1) 児童虐待の防止等に関する 法律第5条、第6条</li><li>(2) 児童福祉法第25条</li></ul>	(1) 乳幼児虐待の早期発見のために乳幼児の心身の状態等を観察していない。	С
	を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに区市町村又は児童相談所 に通告し、適切な対応を図ること。	2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(3) 保育所保育指針第3章1(1) ウ、第4章2(3)イ	(1) 適切に対応していない。	C C
(5) 疾病等への対応		からているか。		(2) 関係機関との連携が図られていない。	C
ア 体調不良・傷害	保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、乳幼児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や乳幼児のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 体調不良等への対処を適切に行って いるか。	(1) 市条例第8条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア	(1) 体調不良等への対処を適切に行っていない。	С
イ 感染症	感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切	1 感染症の予防対策を講じているか。	(1) 市条例第8条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) 雇児発第0222001号通知	(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。	С
	な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。			(2) 感染症予防対策が不十分である。	В
	子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。	2 入所前の既往歴及び予防接種等の 状況を把握しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)	(1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。	В
	(感染症予防対策の例)	3 感染症発生時にまん延防止対策を 講じているか。	(1) 市条例第8条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ	(1) まん延防止対策を講じていない。	С
	・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排泄又は職員が排泄の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。	・再発防止対策に、園全体で取組んでいるか。		(2) まん延防止対策が不十分である。	В
	参考 保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省) 感染症やその他の疾患の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	4 感染症発生時には、速やかに地域の 医療機関と連携し、また保健所等へ報 告しているか。	(1) 雇児発第0222001号通知	(1) 地域の医療機関や保健所等との連携・報告が行われていない、又は不十分である。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
ウ アレルギー疾患	アレルギー疾患を有する乳幼児の保育については、保護者と連携し、 医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該家庭的保育事業等の体制 構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 アレルギー疾患への対応を適切に 行っているか。 ・生活管理指導表等により、保護者等 と情報を共有しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3) ウ、第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2	<ul><li>(1) アレルギー疾患への対応を適切に 行っていない。</li><li>(2) アレルギー疾患への対応が不十分で ある。</li></ul>	C B
	(対策例) ○生活管理指導表により、保護者と情報を共有する。 ○生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ○誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。	・食器の色を変える、座席を固定する、 食事中に保育士等が個別的な対応を とる等、安全性を最優先とした対策がと られているか。 ・全職員を含め、関係者の共通理解の 下で、組織的に対応しているか。 施設長、調理員や栄養士等の専門 職、保育士等が子どもの現状を把握	(2)第1-1[保育所](5)		
	参考「保育所保育指針」第3章1(3) ・人的エラーの対策の対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子どもの食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月厚生労働省) 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	し、保護者と面談等を行い、相互の共 通理解及び連携を図っているか。			
(6) 乳幼児突然死症候群の予 防及び睡眠中の事故防止	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。 1歳以上であっても乳幼児の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの乳幼児については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。 (対策例) ・乳幼児の顔が見える仰向けに寝かせる。 ・照明は、乳幼児の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ・乳幼児の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。	1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防 及び睡眠中の事故防止対策を講じて いるか。 ・乳幼児の顔が見える仰向けに寝かせ ているか。 ・乳幼児の顔色、呼吸の状態をきめ細 かく観察しているか。 ・厚着させすぎていないか。 ・保育室内は禁煙となっているか。 ・機器の使用の有無にかかわらず、必 ずそばで職員は見守っているか。	(1) 保育所保育指針 第2章1(3)ア 第3章1(3)イ 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知(4) 二成事第175号通知別紙1-2 (2)第1-1[保育所](5)·第2 [共通事項](2) (5) 27福保子保第3650号通知 (6) 30福保子保第3635号通知 (7) 5福祉子保第3004号通知	(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。	В
	(の歳児は5分に1回、1~2歳児は10分に1回が望ましい) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない。 ・乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。乳幼児を1人にしない。(乳幼児だけにしない。) ・保育室内は禁煙とする。	2 睡眠時チェック表を作成しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2 (2)第1-1[保育所](5)·第2 [共通事項](2) (5) 27福保子保第3650号通知 (6) 30福保子保第3635号通知 (7) 5福祉子保第3004号通知	<ul><li>(1) 睡眠時チェックを作成していない。</li><li>(2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</li></ul>	В
	参考「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者 会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府 子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼 児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 乳幼児の安全確保ア 事故防止	1 保育中の事故防止のために、乳幼児の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。  事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、乳幼児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 (対策例) ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施する。 ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある個所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(内閣府)	1 乳幼児の事故防止に配慮しているか。 ・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故発生予防に取り組んでいるか。 ・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。 2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。	(2)第1-1[保育所](5)	<ul> <li>(1) 乳幼児の事故防止に配慮していない。</li> <li>(2) 乳幼児の事故防止に対する配慮が不十分である。</li> <li>(1) 定期的に点検していない。</li> <li>(2) 定期的な点検が不十分である。</li> </ul>	C B
	・乳幼児の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等) や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリス クとなるものを除去する。 ・過去に誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こ す可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる 内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事 故防止に万全を期すこと。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時 の対応のためのガイドライン」(内閣府)「食品の誤嚥によ る子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」 (令和5年1月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課	3 子どもの食事に関する情報等を把握 し、誤嚥等によるリスクとなるものを除去 しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2 (2)第1-1[保育所](5)	<ul><li>(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。</li><li>(2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。</li></ul>	В
	少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) ・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の職員が対応する。 ・職員は子どもの列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底する。 ・目的地へ到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。	4 園外保育時に複数の職員が対応しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2 (2)第1-1[保育所](5)	<ul><li>(1) 園外保育時に複数の職員が対応していない。</li><li>(2) 園外保育時における複数の職員の対応が不十分である。</li></ul>	СВ

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<ul> <li>・散歩の経路等について、交通量や危険個所等の点検を行う。</li> <li>・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。</li> </ul>				
	参考 「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 「保育所等における園外保育時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)				
	<ul> <li>・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と 緊急時への備えを徹底する。</li> <li>・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じな いよう、専ら監視を行う者とプール指導者を行う者を分けて配置 する。</li> <li>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の</li> </ul>	5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	(1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 府子本第659号通知 (5) こ成事第175号通知別紙1-2 (2)第1-1[保育所](5)	<ul><li>(1) 監視に専念する職員を配置していない。</li><li>(2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。</li></ul>	СВ
	対応のためのガイドライン」(内閣府)  2 乳幼児の登降園は、送迎時における乳幼児の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要ある。また、外部からの人の出入りを確認するとともに、保護者以外のものが迎えに来る場合は、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	6 乳幼児の送迎は保護者等が行うよう 周知を徹底しているか。	<ul> <li>(1) 保育所保育指針第3章3(2) ア、イ、ウ</li> <li>(2) 雇児総発第402号通知別添 -2-1(職員の共通理解と所 内体制)及び(保育所・障害 児通園施設の通所時におけ る安全確保)</li> </ul>	<ul><li>(1) 周知していない</li><li>(2) 周知が不十分である。</li></ul>	СВ
	3 乳幼児の施設外での活動、取組等のための移動その他の乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等により、乳幼児の所在を確認しなければならない。	7 自動車への乗降車の際に、児童の所 在を確認しているか。	(1) 都条例第20条の4第1	(1) 自動車への乗降車の際に、児童の 所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、児童の 所在確認が不十分である。	СВ
イ 損害賠償保険	1 損害保険に加入することによって、事故に対する補償について万 全を期すること。	1 損害賠償保険に加入しているか。	(1) 市規則第5条(7) (2) 雇児発第0905第2号通知	(1) 損害賠償保険に加入していない。	В
	1人の事故につき3,000万円以上の額、1回の事故につき3億円以上の額	2 損害賠償保険の内容が適切か。	(4) 准儿光粉0500粉2万埋知	(1) 損害賠償保険の内容が不適切である。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 事故発生時の対応	1 事故により傷害等が発生した場合には、乳幼児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や乳幼児のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 家庭的保育事業等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。	1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 ・事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。	<ul> <li>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア</li> <li>(2) 市条例第8条</li> <li>(3) 6福祉子保第5649号通知</li> <li>(4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知</li> <li>(5) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](7)</li> </ul>	<ul><li>(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。</li><li>(2) 事故発生後の対応が不十分である。</li></ul>	В
	2 次に掲げる事故等が発生した場合には区市町村に報告すること。 ① 死亡事故 ② 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ③ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる 者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合ウア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 ④ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑤ その他、乳幼児の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童へのわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。	2 報告対象となる事故を区市町村に速やかに報告しているか。	(2) 6福祉子保第5649号通知	<ul><li>(1) 事故報告が行われていない。</li><li>(2) 事故報告が速やかに行われていない。</li></ul>	В

## 会計経理編

## 目 次

1	利用者負担額の基準
(1	)利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	会計方法
,	_) 会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(2	2) 記録の整備及び保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(3	3) 会計処理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(4	!) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3	公定価格に関する基準
(1	)公定価格に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## [凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成28年年3月31日号外厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」	会計基準省令
2	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」	社会福祉法
3	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
4	平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社接発0331第39号・老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」	運用上の取扱い
5	平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う 会計処理等に関する運用上の留意事項について」	運用上の留意事項
	平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の 取扱いについて」	入札通知
	平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の徹底について」	指導監査徹底通知
8	平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」	指導監査実施要綱
9	平成12年12月1日障発第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号通知「社会福祉法人の認可について」別紙2「社会福祉法人定款例」	定款例
10	平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号通知「社会福祉法人の認可について」別紙「社会福祉法人審査要領」	審査要領
11	平成26年12月12日雇児発1212第6号通知「家庭的保育事業等の認可等について」	雇児発1212第6号通知
12	平成26年7月7日三鷹市条例第11号「子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例」	市条例
13	平成27年3月31日三鷹市規則第36号「三鷹市家庭的保育事業等の認可の基準等に関する規則」	市規則
14	平成28年3月31日「三鷹市家庭的保育事業実施要綱」	家庭的要綱
15	平成27年4月1日「三鷹市小規模保育事業実施要綱」	小規模要綱

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 利用者負担額の基準					
(1) 利用者負担額等の受領	1 事業者は、保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から 当該保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。	1 保護者から利用者負担額の支払を 受けているか。	(1) 市条例第5条 (2) 法第27条、第28条	(1) 保護者から利用者負担額の支払を受けていない。	С
	2 事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定 保護者から、当該保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29 条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。	2 法定代理受領を受けないときに、保 護者から、特定地域型保育費用基準額 の支払を受けているか。	(1) 市条例第5条	(1) 法定代理受領を受けないときに、保護者から、特定地域型保育費用基準額の支払を受けていない。	С
	3 事業者は、保育の提供にあたって、当該保育の質の向上を図る 上で特に必要であると認められる対価(以下「上乗せ徴収」という。) について、当該保育に要する費用として見込まれるものの額と特定 地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で認定 する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	3 上乗せ徴収の金額が定められた範囲 内で設定されているか。	(1) 市条例第5条	(1) 上乗せ徴収の金額が定められた範囲 内で設定されていない。	С
	4 事業者は、特定地域型保育費用基準額の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	4 実費徴収を適切に行っているか。	(1) 市条例第5条	(1) 実費徴収を適切に行っていない。	С
	<ul> <li>(1) 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用</li> <li>(2) 保育に係る行事への参加に要する費用</li> <li>(3) 事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>(4) 上記に掲げるものの他、事業者において提供される便宜に要する費用のうち、保育事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul>				
	5 事業者は、上記費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	5 領収証を保護者に対し交付しているか。	(1) 市条例第5条	(1) 領収証を保護者に対し交付していない。	С
	6 事業者は、金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使 途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に当該金銭の支払を求 める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給 付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければな	にしているか。	(1) 市条例第5条	(1) 上乗せ徴収及び実費徴収の使途・額・ 理由について、書面によって明らかにし ていない。	С
	い。からたには、金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	7 上乗せ徴収について、保護者から文 書による同意を得ているか。		(2) 上乗せ徴収について、保護者から文 書による同意を得ていない。	С
		8 実費徴収について、保護者から同意を得ているか。		(3) 実費徴収について、保護者から同意を 得ていない。	С
2 会計方法					
(1) 会計の区分	1 事業者は、保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなけ ればならない。	1 保育の事業の会計をその他の事業の 会計と区分しているか。	(1) 市条例第5条 (2) 雇児発1212第6号通知第1の 3(4)	(1) 保育の事業の会計をその他の事業の 会計と区分していない。	С
(2) 記録の整備及び保存	1 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、給付及び補助金等の支払に係る会計年度の終了後5年間保存しておかな	1 記録を整備、保存しているか。	(1) 市条例第5条 (2) 市規則第5条	(1) 記録を整備、保存していない。	С
	ければならない。		(3) 家庭的要綱第14条 (4) 小規模要綱第14条	(2) 記録を整備、保存が不十分である。	В

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 経理処理等	1 社会福祉法人以外の者による保育所の経理処理については、雇 児発1212第6号通知第1の3(4)に基づく市の認可条件等により、経 理処理を行う必要がある。	1 収支計算書又は損益計算書に、事 業を経営する事業に係る区分を設けて いるか。	(1) 雇児発1212第6号通知第1の 3(4)	を経営する事業に係る区分を設けてい ない。	
		2 企業会計の基準による会計処理を 行っている者は、企業会計の基準によ る貸借対照表(流動資産及び流動負債 のみを記載)を作成しているか。		(1) 企業会計の基準による貸借対照表 (流動資産及び流動負債のみを記載)を 作成していない。	С
		3 借入金明細書を作成しているか。		(1) 借入金明細書を作成していない。	С
		4 基本財産及びその他の固定資産(有 形固定資産)の明細書を作成している か。		(1) 基本財産及びその他の固定資産(有 形固定資産)の明細書を作成していな い。	С
		5 毎会計年度終了後3か月以内に、次 に掲げる書類に、事業を経営する事業 に係る現況報告書を添付して、市に提 出しているか。		(1) 必要書類を提出していない。	С
		・前会計年度末における貸借対照表 ・前会計年度の収支計算書又は損益 計算書 また、企業会計の基準による会計処 理を行っている者は、事業を経営する 事業に係る企業会計の基準による貸借 対照表(流動資産及び流動負債のみを 記載)、借入金明細表及び基本財産及 びその他の固定資産(有形固定資産) の明細書		(2) 必要書類に一部未提出がある。	В
(4) その他		1 その他、社会福祉法人等以外の者の 経理処理に関することで不適正な事項 はないか。	(1) 市規則第5条	(1) その他、社会福祉法人等以外の者の 経理処理に関して不適正がある。 ① 重大な問題がある。 ② 問題がある。	C B
3 公定価格に関する基準					
(1) 公定価格に関する基準	1 公定価格の基本分単価に含まれる職員構成を充足すること。	1 職員構成は適正か。	(1) 留意事項通知	(1) 充足すべき職員数を充足していない。	С
	2 事業者は公定価格における各加算について、適正に認定を受け、 かつ請求しなければならない。	2 公定価格における加算が適正であるか。		(2) 公定価格における加算が適正でない。	С